

測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格の 算定基準について

R 7 . 4
財政政策課

適正な履行の確保を図るとともに、ダンピング防止の観点から、一定基準以下の低入札については法令の規定に基づき、最低入札価格で応札した者を落札者とししない取扱いとする「最低制限価格制度」を活用しています。

1. 最低制限価格（測量・建設コンサルタント等業務）の算定基準

- 算定基準
予定価格の 75%（千円未満の端数は切上げ）
- 対象業務
測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、
地質調査業務、補償関係コンサルタント業務